

**公益社団法人日本看護協会  
看護師学校養成所2年課程（通信制）進学者に対する奨学金規程**

**第1章 総 則**

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人日本看護協会（以下「本会」という。）が貸与する看護師学校養成所2年課程（通信制）進学者に対する奨学金に関し必要な事項を定めるものとする。

（奨学金及び奨学生）

第2条 この規程において奨学金とは、本会が次条に定める資格を有する者に学資及び生計費として貸与するものをいい、奨学金の貸与を受ける者で、奨学金を全額返還するまでの間の者を奨学生という。

（奨学金の受給資格）

第3条 日本国民であって保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による准看護師の免許を有する心身ともに健全な者で、次の各号に該当する者が、奨学金の受給資格を有するものとする。

- （1）本会の会員であり、奨学金応募時点で、当該年度の会費が納入済みである者
- （2）看護師学校養成所2年課程（通信制）に在籍している、又は在籍することが決定している者

（奨学金の貸与期間及び金額）

第4条 奨学金を貸与する期間は、1年間又は2年間とする。

2 奨学金の貸与額は、年額36万円又は48万円とする。

**第2章 奨学生の決定及び奨学金の交付**

（募集）

第5条 奨学生の募集は、公に行うものとする。

（願書の提出）

第6条 奨学金希望者は、願書・履歴書に必要書類を添えて本会に提出しなければならない。

2 連帯保証人は1名とし、次の各号の要件を備える者とする。

- （1）一定の職業を持ち、安定した収入を得ていること
- （2）他の連帯保証人となっていないこと
- （3）国内に住所を有すること
- （4）奨学生との連絡が確保されること

3 奨学金希望者で、他の借入がある者は、借入返済計画表を本会に提出するものとする。

（奨学生の決定）

第7条 会長は、申込期日までに到着した願書・履歴書等により会員歴の長短等を基準に奨学生を決定し、奨学金希望者及び連帯保証人に通知する。

2 奨学生の決定に必要な事項は、会長が別途募集要項に定める。

（奨学金借用証書の提出）

第8条 奨学生は、貸与を受ける奨学金の全額について、奨学生及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添え、奨学金借用証書を連帯保証人と連署のうえ、期日までに本会に提出しなければならない。

（奨学金の交付）

第9条 奨学金は、年額を1年ごとに一括交付する。

（奨学生の義務）

第10条 奨学生は、受講修了後に就職した場合、本会の求めに応じて、在職を証明する書類を本会に提出しなければならない。

2 奨学生は、奨学金を全額返還するまでの間、各年、会費を納入しなければならない。

3 奨学生は、奨学金を全額返還するまでの間、本会と必ず連絡が取れる状態とし、自宅及び勤務先の住所、電話番号、メールアドレスに変更が生じた場合は、本会に届け出なければならない。

(受講中止による奨学金の取扱)

第11条 奨学生が、受講を中止したときは、奨学金を遅滞なく返還しなければならない。

(変更の届出)

第12条 奨学生で奨学金返還未済の者が、次の各号の一に該当するときは、直ちに本会に届け出なければならない。この場合、第4号の規定による連帯保証人にかかる届出については当該連帯保証人と、第5号の規定による届出については新たな連帯保証人と連署するものとする。

(1) 退学したとき

(2) 修学を長期にわたって中断し、又は再開したとき

(3) 停学その他の処分を受けたとき

(4) 奨学生、又は連帯保証人の氏名、住所、又は職業その他の重要な事項に変更があったとき

(5) 連帯保証人を変更したとき

(死亡の届出)

第13条 奨学生が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は死亡診断書を添えて奨学生死亡届を遅滞なく本会に提出しなければならない。

(奨学金の辞退)

第14条 奨学金の貸与を辞退する奨学生は、次の各号の一に掲げる必要書類を本会に提出しなければならない。

(1) 奨学金辞退届

(2) 2年目の貸与を辞退する者にあつては、奨学金借用変更証書

(貸与の休止及び身分の喪失)

第15条 本会は、奨学生が修学を長期にわたり中断するときは、奨学金の交付を休止する。

2 奨学生が、次の各号の一に該当するときは奨学生の身分を喪失する。

(1) 死亡したとき

(2) 心身の障害により、修学の継続ができないとき

(3) 奨学金の交付を辞退したとき

(4) 第3条に定める奨学生の受給資格を喪失したとき

(5) 休学期間が1か年を超えるとき

(6) その他奨学生として適当でないと本会が認めたとき

(貸与の再開)

第16条 本会は、前条第1項により奨学金の貸与を休止された者について、その事由が解消したと認めたときは、休止された者の願書により貸与を再開することができる。

(利息)

第17条 奨学金の貸与は無利息とする。

### 第3章 奨学金の返還

(奨学金の返還)

第18条 奨学生は、貸与期間の終了した月の翌月から起算して6か月後に返還を開始しなければならない。

らない。

- 2 返還の期間は最長4年以内とし、一括、又は割賦により、貸与された奨学金の全額を返還しなければならない。
- 3 奨学金の返還は、奨学金返還計画書に基づき、奨学生本人名義の口座からの自動引落としによらなければならない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、奨学金の返還は奨学生の都合により、繰り上げて行うことができる。繰り上げ返還を希望する者は、繰上返還申込書を提出しなければならない。
- 5 第1項、第2項及び第3項の規定にかかわらず、奨学生が次の各号の一に該当すると本会が認めたときは、貸与した奨学金の全部、又は一部について繰り上げて返還させることができる。
  - (1) 奨学金の貸与の目的以外に使用したとき
  - (2) いつわりの申請その他不正の手段によって貸与を受けたとき
  - (3) 各年の会費を納入せず、又は退会したとき
  - (4) 連帯保証人が立てられなくなったとき
  - (5) 本会と連絡が取れなくなったとき
  - (6) その他奨学生として適当でない行為があったとき
- 6 本人に返還できない事由が生じたときは、連帯保証人が返還しなければならない。

#### (返還の督促)

第19条 奨学生が、奨学金の返還を延滞したとき（前条第5項の場合を含む）は、毎月返還を督促する。

- 2 前項の規定による督促は、次の各号の一に該当するときは、その者の連帯保証人にも行う。
  - (1) 奨学生の所在が知れない、又は連絡が取れないとき
  - (2) 前項の規定による督促を3か月重ねても、奨学生が奨学金を返還しないとき
  - (3) その他特別の事情があるとき

#### (返還の強制)

第20条 奨学金の返還を延滞している奨学生又は連帯保証人が、前条に規定する督促を重ねても、延滞している奨学金を返還しないとき、又はその他特別の必要があると認められるときは、民事訴訟法に定める手続により、本会は返還未済額の全額を一括で返還させることができる。

- 2 前項に規定する手続を行っても、返還未済額の全額が返還されないとき、又はその他特別の必要があると認められるときは、民事執行法その他の法令に定める手続により、本会は返還未済額の全額を一括で返還させることができる。
- 3 前2項に規定する手続に要した費用は、奨学生等の負担とする。

#### (延滞金)

第21条 本会は、奨学生が奨学金の返還を著しく遅延したときは、奨学生又は連帯保証人より、延滞金を徴収することができる。

#### (奨学金の返還猶予)

第22条 奨学生が次の各号の一に該当すると本会が認めたときは、奨学金の返還を猶予することができる。

- (1) 災害、又は傷病により返還することが困難になったとき
- (2) その他やむを得ない事由により返還が著しく困難になったとき
- 2 返還猶予の期間は1年以内とし、さらに事由が継続すると本会が認めたときは、願出により重ねて1年ずつ延長することができる。ただし、猶予できる期間は通算して3年を限度とする。

#### (返還猶予の願出)

第23条 前条の規定により、奨学金の返還猶予を受けようとする者は、その理由を証明することのできる書類を添え、連帯保証人と連署のうえ、奨学金返還猶予願を本会に遅滞なく提出しなければならない。

2 奨学金の返還猶予を受けようとする者が、自身で奨学金返還猶予願を提出することが困難な場合に限り、配偶者等の親族又は連帯保証人は、代理として奨学金返還猶予願を提出することができる。

(返還猶予の決定)

第24条 本会は、奨学金返還猶予願の提出があったときは、内容を審査のうえ、対応を決定し、その結果を本人、連帯保証人及び前条第2項により代理として奨学金返還猶予願を提出した者に通知するものとする。

## 第4章 返還免除

(返還免除)

第25条 本会は、奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の返還未済額の全部、又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 死亡したとき
- (2) 精神、又は身体の障害により労働能力を喪失し返還不能となったとき
- (3) その他やむを得ない事由により、返還不能となったとき

(返還免除の願出)

第26条 前条の規定により、奨学金の返還免除を受けようとするときは、奨学生又は相続人は、その理由を証明することのできる書類を添え、連帯保証人と連署のうえ、奨学金返還免除願を本会に提出しなければならない。

2 奨学金の返還免除受けようとする者が、自身で奨学金返還免除願を提出することが困難な場合に限り、配偶者等の親族又は連帯保証人は、代理として奨学金返還免除願を提出することができる。

(返還免除願出の期限)

第27条 奨学金返還免除願は、返還不能の理由が生じたときから3か月以内に提出しなければならない。ただし、特別の事情があったと本会が認めたときは、さらに1年を超えない範囲で期限を延長することができる。

(返還免除の決定)

第28条 本会は、奨学金返還免除願の提出があったときは、内容を審査のうえ、対応を決定し、その結果を本人、相続人、連帯保証人及び前条第2項により代理として奨学金返還免除願を提出した者に通知するものとする。

## 第5章 雑 則

(実施細則)

第29条 この規程の実施について必要な事項は別に定める。

(規程の変更)

第30条 この規程における変更は、理事会の決議により行わなければならない。

## 附 則

- 1 この規程は、平成20年11月20日に制定し、平成20年12月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成21年11月20日に改正し、平成21年12月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成22年11月18日に改正し、平成22年12月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成24年11月16日に改正し、平成25年4月1日から施行する。

- 1 この規程は、平成25年9月18日から施行する。
- 1 この規程は、平成27年2月27日に改正し、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、2024年2月21日に改正し、2024年7月1日から施行する。